

水質事故発生時の「事故時の措置」について

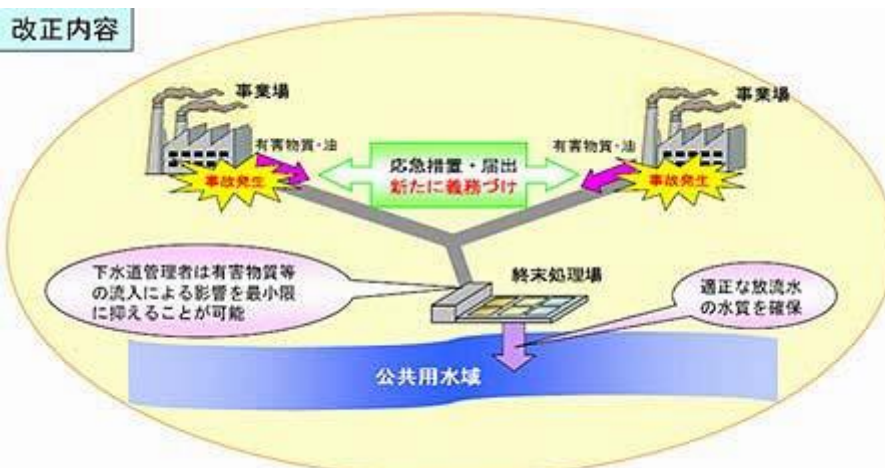
1 水質事故時の措置の義務

- ◎ **特定事業場**※は、政令で規定する物質が公共下水道に流入する事故が発生した場合に、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況、講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければなりません。（下水道法第12条の9第1項）
- ◎適切な応急の措置が講じられていない場合は、公共下水道管理者は応急の措置を命ずることができます。（同法第12条の9第2項）
- ◎上記の命令に違反したものは6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。（同法第46条の2第1項）

※特定事業場：水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置している事業場

～「水質事故時の措置」が必要な事故とは～

自然災害、事故(施設の老朽化、火事など)、人為的作業ミスなどにより、**有害物質又は油等**（「4事故時の措置に係る法令（下水道関係）」表参照）を含む下水が公共下水道に流入するような事態が発生したときです。



下水道法の改正による事故時の措置の義務付け（出典：国土交通省資料）

2 水質事故が発生したら

水質事故が発生した場合、次の点に留意する必要があります。

- 自らの身の安全の確保を図る。
- 施設・作業の停止(停止することにより、被害が拡大する場合は除く)をする。
- 関係者や事故の影響が及ぶおそれがある人たちへの通報や連絡をする。

また、下水道に流入した場合(水質事故)、直ちに流入を防止するための応急の措置を講じ、下水道管理者にその状況を通報するとともに、速やかに、事故の状況や講じた措置の概要等を「事故届出書」により届け出てください。(別紙参照)

水質事故を防ぐために

事業場においては、以下のように普段から水質事故に対して備えておく必要があります。

- 取り扱っている物質の性質の確認
- 事故対応マニュアル等の作成や防災訓練の実施
- 連絡体制の整備

3 福山市上下水道局への通報・届出の内容

水質事故が発生した場合には、下記の内容を福山市上下水道局(水質管理センター 下水検査担当)にできるだけ早く通報してください。

まずは、電話による事故発生(発見)の報告をお願いします。

～通報内容～

- ① 発信者の所属、名前、連絡先(電話番号等)
- ② 水質事故の概要
 - 事故発生(発見)日時
 - 水質事故発生事業場名、所在地
 - 有害物質等が流出した施設
 - 公共下水道に流入した物質とその推定流入量(施設からの流出量)
- ③ 通報先の確認(警察署、消防署等に通報しているか)
- ④ 応急措置内容
 - 応急措置の内容
 - 報告時点での有害物質又は油等の状況(公共下水道への流入状況等)

※全てが把握できていない状況でも、逐次通報してください。

4 事故時の措置に係る法令（下水道法関係）

下水道法

（事故時の措置）

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第十二条の九第二項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

2 （略）

下水道法施行令

（事故時の措置を要する物質又は油）

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー・ニーシクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の四各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー・ニーシクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

表 事故時の措置対象物質又は油

	事故時の措置対象物質又は油	
水質汚濁防止法施行令第二 条第一号~第二十八号	カドミウム	1,1-ジクロロエチレン
	シアン	1,1,1-トリクロロエチレン
	有機りん	1,1,2-トリクロロエタン
	鉛	1,3-ジクロロプロペン
	六価クロム	チウラム
	ヒ素	シマジン
	総水銀	チオベンカルブ
	アルキル水銀	ベンゼン
	ポリ塩化ビフェニル	セレン
	トリクロロエチレン	ほう素
	ジクロロメタン	ふっ素
	四塩化炭素	アンモニア・硝酸・亜硝酸
	1,2-ジクロロメタン	1,4-ジオキサン
		ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第三 条の四各号	原油	灯油
	重油	揮発油
	潤滑油	動植物油
	軽油	

5 事故通報（届出）先・お問い合わせ先

〒721-0004 福山市御幸町中津原 158 番地
 福山市上下水道局施設部 水質管理センター 下水検査担当
 TEL:084-955-1144 FAX:084-955-4990